

障がい等を理由とする差別の解消の推進に関する新潟市職員対応要領

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（以下「条例」という。）第5条に規定する事項に関し、新潟市職員（勤務形態を問わず新潟市に任用されている職員。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第2条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病を原因とする障がいその他の心身の機能の障がいという。以下同じ。）及び障がいに関連する事由（以下「障がい等」という。）を理由として、障がいのない人と比べ不利益な取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第3条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、又は障がいのある人が社会的障壁の除去を必要としている場合であって、周囲の人がそのことを認識しうるときにおいて、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がい等の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な変更及び調整（以下「合理的配慮」という。）を行わなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

なお、合理的配慮の提供に当たっては、障がいのある人の人格、人権及び意向を尊重しなければならない。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障がい等を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障がい等を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がい等を理由とする差別の解消に関する認識を

深めさせること。

二 障がいのある人等から不利益な取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障がい等を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障がいのある人に対し不利益な取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の提供をしなかった場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 市に、その職員による障がい等を理由とする差別に関する障がいのある人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次に掲げる相談窓口を置く。

一 総務部人事課(条例第9条第1項各号に掲げるもののうち、職員の言動に起因するもの。)

二 福祉部障がい福祉課(条例第9条第1項各号に掲げるもののうち、職員の言動に起因するもの以外のもの。)

三 人事課長が指名する者

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、人事課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 市は、障がい等を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障がい等を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障がい等を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

- 3 前項の内容等の詳細は、職員研修所長が定める。
- 4 職員に対し、障がいの特性を理解させるとともに、障がいのある人に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。